

05 法務省(第10次特区 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
050010	寄港地上陸許可の要件緩和	出入国管理及び難民認定法第6条	本邦に上陸しようとする外国人(乗員を除く)は、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持しなければならない。ただし、国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行った通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている外国人の旅券。法第二十六条の規定による再入国の許可を受けている者の旅券又は法第六十一条の二十二の規定による難民旅行証明書の交付を受けている者の当該証明書には、日本国領事官等の査証を要しない。	現行法で規定されている寄港地上陸許可を、2ヶ国以上の国・地域を回る周遊型外航クルーズ船による外国人観光客に対しても付与可能とする。	外航クルーズ船による外国人観光客増大を図ることにより、観光による港湾の活性化、並びに外貨獲得による地域経済の振興を図る。具体的には、中国等、一定の国・地域の旅券所持者が我が国へ渡航する場合には、事前に日本政府の在外公館が発給する査証(ビザ)取得が義務づけられているところ、特例上陸許可による場合は査証は必要とされていないことから、周遊型外航クルーズ船により沖縄県の区域で入・出国する外国人観光客については、特例上陸許可(寄港地上陸許可)によることができるものとする。	沖縄振興特別措置法に基く沖縄振興計画は「国際的海洋性リゾート地の形成」の一環として「クルーズ船の寄港」促進を謳っており、沖縄県及び那覇港管理組合においてもクルーズ船専用岸壁の整備を推進、クルーズ船社や旅行社等への寄港誘致活動を展開しているところ。一般に周遊型外航クルーズ船の乗客は陸上での宿泊もなく、上陸時間もわずか10時間程度に過ぎないにも関わらず、一般の観光客同様に査証取得が義務づけられていること、及び長時間を要する入国審査等が寄港誘致の大きな障害となっている。日本本土から隔離した島嶼県で本土への移動手段もほぼ航空機に限定されている沖縄の場合、寄港地上陸許可により外国人乗客の査証取得等にかかる負担を軽減したとしても、寄港地上陸許可には行動範囲の制限が付けられることから、効果的に不法滞在等を抑止できると考える。	C		現行においても、2ヶ国以上の国・地域を回る周遊型外航クルーズ船の長又は当該船舶の運送業者が寄港地上陸の許可の申請を行うことは可能であるが、クルーズ船のツアー客を装って不法入国を画策する事案や、観光等を装い、寄港地上陸許可制度を悪用して不法残留が後を絶たず、加えて、政府の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」や「テロの未然防止に関する行動計画」等に基づき、テロリスト、犯罪者等の流入防止のため強力な水際対策を推進しているところであり、観光目的の場合は、寄港地上陸の許可の申請ではなく、査証を取得(在外公館における審査)した上で通常の上陸申請をするよう指導しているところである。	右記提案主体の意見を踏まえ検討し、回答されたい。	1018010	沖縄県、那覇港管理組合	警察庁 法務省 外務省	
050020	北海道の農業分野における外国人研修生及び技能実習生の特例措置		相互に関連があり、適正な研修計画が策定され、帰国後に同様の業務を行うことが担保されるのであれば、複数種類の作業の研修を行うことができる。なお、この場合においても技能実習移行時における技能評価は、技能実習移行対象職種のうちいずれか一つを選択する必要がある。また、技能実習において複数の作業が行われる場合、当該技能実習計画が適切か否かは、個別に判断される。	北海道では積雪低温により冬期間は実地での研修及び技能実習ができない事情を考慮し、農業分野の外国人研修生及び技能実習生については、複数職種での研修及び技能実習を認める。	北海道の露地栽培を対象とした研修及び技能実習では冬期間は実地での作業が困難なことから、複数職種での研修及び技能実習を認める。具体的には、冬期間は当グループ内での活動に限り、関連する他職種(食品加工など)での研修及び技能実習の実施を認め、生産から加工まで一貫して学べるようにする。	提案理由: 北海道での露地栽培は積雪等により作業ができないことから、冬期間に他職種での研修を行えるようにすることで、地域間の不均衡状態を解消するとともに、農産物に係る生産から加工・流通まで一貫した研修及び技能実習を行う体制を構築する。 代替措置: 受け入れた者が失踪などの問題をおこさないよう、対象者は身元が明らかなる者に限り、日本滞在中は当グループで準備する施設へ入居させ、安定した生活を過ごせるようにする。	D		相互に関連があり、適正な研修計画が策定され、帰国後に同様の業務を行うことが担保されるのであれば、複数種類の作業の研修を行うことができる。なお、この場合においても技能実習移行時における技能評価は、技能実習移行対象職種のうちいずれか一つを選択する必要がある。また、技能実習において複数の作業が行われる場合、当該技能実習計画が適切か否かは、個別に判断される。	右記提案主体の意見につき回答されたい。	1027010	北武グループ	警察庁 法務省 厚生労働省	
050030	地方公共団体の自主市場化テストにおける特例措置特区			地方公共団体が、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)による法令の特例を適用しない任意の市場化テストを行った場合でも、公共サービス改革法の手続きに則った場合は、受託民間事業者に対するみなし公務員規定を適用することを可能とする。	地方公共団体の公共サービスのうち、法の規制がない業務を民間事業者へ委託する場合でも、公共サービス改革法で担保されるレベルのみなし公務員規定の適用が望ましい業務が多岐ある。地方自治法第14条第3項による量刑と、公共サービス改革法第25条第2項の量刑は異なっているため、事業者の安定的な公務執行の担保が十分でなく、地方における民間参入の阻害要因となる。地方においても、公共サービス改革法で担保されるレベルのみなし公務員規定を適用したい事業については、公共サービス改革法に沿った入札手続をとることを条件として、適用可能とできるよう求める。	地方公共団体において、現行法において入札が実施可能な事業についても、それを公務員が行う場合と、民間事業者が行った場合とでは、適用される量刑が異なってくる。同じ公共サービスであるにもかかわらず、提供主体によって規制及び保護範囲が異なるのは市民にとっても不安であり分かりづらい。より一層の民間参入促進と同時に、事業者の安定的な公務執行を確保するため、公共サービス改革法に則った手続を採った場合に限り受託民間事業者に公共サービス改革法上のみなし公務員規定が適用されるよう、検討されたい。	E		みなし公務員規定は、刑法上の規定ではなく、そもそも刑法は根拠法令等には該当しない。みなし公務員とするかどうかは政策的判断であり、法務省の所管ではない。公務員とみなされることにより、公務員に対する罰則が適用されることとなるという意味においては、刑法にも関係はするが、そのような観点からいえば、刑法に限らず、およそ公務員に対する罰則を有する法令については、根拠法令となるはずであるところ、そうなるではない。	右記提案主体の意見につき回答されたい。	1029150	多治見市	総務省 内閣府	
050030	公共サービス安心開放特区			草加市が条例で定める事業の受託事業者及び指定管理者については、それぞれ契約や協定に基づいて従事する業務の範囲においてその執行を公務とみなし、また、職務上知り得た秘密の漏洩及び贈収賄等の罰則の適用について公務員とみなすものとする。	草加市が条例で定める事業の受託事業者及び指定管理者については、それぞれ契約や協定に基づいて従事する業務の範囲においてその執行を公務とみなし、また、職務上知り得た秘密の漏洩及び贈収賄等の罰則の適用について公務員とみなすものとする。	本市では、業務委託や指定管理者を通じて多くの公共業務の担い手を民間に開放しているが、現制度下では、これらの事業者と市の関係は従前から受託者と委託者の枠を超えるものではなく、公共業務を担う協働のパートナーとしての責任分担が明確ではない。また市民にとって、公共業務に民間人が携わることは、中立性や守秘義務に不安を伴いがちである。ところで、公共サービス改革法のみならず、公務員規定は事業者への統制と保護という2つの側面を有し、両者が相俟って公務の中立性・公正性や円滑確実な業務運営を担保する。しかし同法に基づかない委託や指定管理者には、この規定を適用できず、市条例で同様の規定を定めることも困難と考える。そこで、市が条例により定める業務に従事する民間事業者及び従業員については、従事する業務の範囲においてその執行を公務とみなし、適正な業務の遂行と責任の明確化を図りたい。	E		みなし公務員規定は、刑法上の規定ではなく、そもそも刑法は根拠法令等には該当しない。みなし公務員とするかどうかは政策的判断であり、法務省の所管ではない。公務員とみなされることにより、公務員に対する罰則が適用されることとなるという意味においては、刑法にも関係はするが、そのような観点からいえば、刑法に限らず、およそ公務員に対する罰則を有する法令については、根拠法令となるはずであるところ、そうなるではない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	1082010	草加市	総務省 法務省 内閣府	
050040	医療事故救済特区(事故調査委員会の調査と調整する旨の規定の創設)	刑法211条1項 刑事訴訟法189条2項、191条1項、199条1項、210条1項、213条	医療事故について業務上過失致死罪等の嫌疑が認められるときは、被疑者を逮捕することができる。	医療事故発生において、現在の法律では患者、家族が警察に訴えた場合、医師は逮捕される場合がある。医療事故は通常の犯罪と異なる。そこで事故調査委員会の判断が出るまで逮捕などの執行を緩める措置を愛知県内で求めたい。医療現場では医療事故は必ず発生する。現状では突然、医師が逮捕される可能性があるため、医師は多くの患者を抱えながらも、突然逮捕される不安で医療に真摯に集中出来ず、治療中の患者の生命をも危険にさらす可能性も危惧される。そこで事故調査委員会が結論を出すまで逮捕の執行を猶予する措置を求める。	愛知県の主要機関メンバーで理事が構成される日本医学歯学情報機構が中心となり、適正な医療事故の調査を行う。その結果を警察に提出し、この報告書をふまえて審査を行う事により、警察は専門家による詳しい情報を入手するとともに、いわゆる患者よりの一方的な情報による誤認逮捕を防ぐことが出来る。さらに医師はその間に現在治療中の患者への対応等の手配が可能となる。(詳細別紙)	医療界においては医療の高度化、国民の高齢化により医療事故の多発。また患者の医療不信により警察に届け出て刑事事件として対応する事例が生じている。しかも医療を受ける患者は健康状態ではなく医師自身過労などにより一生懸命従事しているに問わず、発生した事故に対して、何故、犯罪として取り扱われなければならないのか、という思いが強い。現状の刑法においては想定外の状況であると考え、医療事故においては逮捕される前に十分事故調査が専門家らにより行われ、これを参考にして捜査機関は対応するシステムを政令または省令として目指すための特区においてモデル化を試みる。	C		重大な医療事故が発生し、業務上過失致死罪等で問罪すべきと認められる場合、警察が発生段階から関与しないこととなり、証拠の収集・保全等の初動捜査を行うことができず、その結果、真相の解明及び事案の適切な処理に支障が生じ、被害者等の刑事司法に対する信頼を損ない、ひいては治安に影響を及ぼすことになりかねない。加えて、司法制度は全国一律の公平な制度が確保されていることが必要であることも考えると、本提案は特区になじむものではない。		1044010	特定非営利活動法人 日本医学歯学情報機構	警察庁 法務省 厚生労働省	

05 法務省 (第10次特区 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
050050	留学生アルバイト時間「28時間/週」の廃止	出入国管理及び難民認定法第19条	法務大臣は、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。	現在規定されている留学生の労働時間制限(週28時間)を廃止し、日本人の一般学生と同様に週40時間労働する機会を得ることにより、働きながら学ぶ留学生を支援する。	既にまちづくり活動を行っている提案主体である宇都宮駅東口まちづくり会社では、福島空港開港、宇都宮駅東口開発を契機に、特にアジアとの国際交流実現を宇都宮のまちづくり戦略の一つとして展開していく方針である。留学生の受け入れ窓口・運営管理を行う国際交流センター(仮称)を主体として定め、アルバイトの斡旋、地元大学での受け入れ等々の仕組みとあわせて規制緩和を行うことにより、向学心の高い留学目的の学生を選別し、将来の国際交流のための良質な人材確保を目指す。具体的には中日文化経済交流協会と協力し中国の3年制大学卒業生の日本4年制大学の留学支援、地域大学への留学生の斡旋等を想定している。	新聞・テレビ等ではあたかも多くの留学生(特に中国)が問題を起こすかのように報道されているが、大半の留学生は日本で先端技術等を熱心に学び母国である程度の地位を築くとともにその後母国と日本の交流の要となる人材に育っており、日本の国際化に大きく貢献している。今後国際交流の活発化が予想される一方、アジア留学生は裕福層から一般層へ学生の質が変化しつつあり、一般層では本国以外で比較的学費の安い日本への留学が大学教育を受ける数少ない機会となっている。このような状況下での就労時間の制限は、アジアの先進国である日本が生活に余裕のある留学生のみを選別し、向学心のある留学生の修学の機会を制限しているとも言われかねない。確かに就労目的の留学生の受け入れには問題があるため、本提案では既に実施されている留学生の支援組織と連携しつつ規制を緩和することで宇都宮における国際交流を進展させることを提案している。	C		留学生はそもそも就労を目的として入国・在留しているものではなく、かつ、留学生の資格外活動に係る問題が頻発している現状において資格外活動許可の緩和を行うことは困難である。 加えて、週28時間は通常の労働者の勤務時間の約3分の2に当たり、すべての留学生について、これ以上の就労(例えば週40時間)を一律に認めることは、「留学」としての本来の活動と両立するとは考え難く、むしろ、留学生の名目で実質的に労働者として受け入れることとなり、これは労働者の受け入れ問題として扱うべきものである。 なお、アルバイトに限らず、個別具体的事案について判断した結果、在留状況に問題がなく、資格外として行おうとする活動が在留資格「留学」としての本来の活動を阻害しないことが認められれば、週28時間を超える資格外活動が許可される場合もある。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	報道の影響が大きく資格外活動における問題頻発の実態は明確ではない。また、中日文化経済交流協会での支援を前提としている本提案では就労目的での留学生の排除は可能である。さらに、欧米より比較的学費が安いことが日本留学の要因の一つとなっており意欲があるが資金力のない留学生の希望が増加しているのが現状である。日本の学生は生活費を稼ぐために週40時間を認められており、留学生に限り働きながら働き学ぶ機会を制限されるのは問題である。また、宇都宮中心部の地域活性化、地元企業の活性化・国際化の取組みの一環として特区申請をしており、特例として個別判断での対応では、地域の活性化策として有効に機能させられない。	1057010	宇都宮駅東口まちづくり株式会社	警察庁 法務省
050050	留学生のアルバイト労働時間の制限緩和	出入国管理及び難民認定法第19条	法務大臣は、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。	入管法で在留資格が留学の場合、アルバイトが出来る時間数は1週間につき最長28時間と制限されている。このため、採用側が雇い入れを諦めたり、苦学留学生の生活困窮の一因となっている。ついでには実態に合わせ、このアルバイト労働時間の規制を緩和すべきである。		少子高齢化で国内労働者が不足する中、留学生アルバイトの労働力も重要になってきている。特に留学生についてはサービス業に従事することが多く、時間規制によりアルバイト先の選択を狭めている。アルバイト労働時間の規制を緩和することにより、就労先の選択が広がると同時に苦学留学生の生活を助けることになる。また卒業後も優秀な学生が日本に残り国際化社会の新たな労働力の担い手ともなり得る。	C		留学生はそもそも就労を目的として入国・在留しているものではなく、かつ、留学生の資格外活動に係る問題が頻発している現状において資格外活動許可の緩和を行うことは困難である。 加えて、週28時間は通常の労働者の勤務時間の約3分の2に当たり、すべての留学生について、これ以上の就労(例えば週40時間)を一律に認めることは、「留学」としての本来の活動と両立するとは考え難く、むしろ、留学生の名目で実質的に労働者として受け入れることとなり、これは労働者の受け入れ問題として扱うべきものである。 なお、アルバイトに限らず、個別具体的事案について判断した結果、在留状況に問題がなく、資格外として行おうとする活動が在留資格「留学」としての本来の活動を阻害しないことが認められれば、週28時間を超える資格外活動が許可される場合もある。		2003010	株式会社日本ニュービジネス協議会連合会	警察庁 法務省	
050060	在留外国人の介護福祉士への養成と国家資格取得後の老人介護施設での就労		我が国の介護福祉士資格を取得したことのみを要件として在留を認める制度はない。	外国人介護福祉士の研修・就労の受け入れは、18年9月にフィリピンとのEPAにて一部解禁されたのは、周知の事実である。しかし、今後、介護を必要とする高齢者は激増し、今回の受け入れ枠では十分とはいえない。そこで、老人介護施設の整備に伴い、介護人材を特に必要としている地域には次の規制を緩和する。留学卒業生などで、日本に在住する外国人で、一定レベルの語学力と見識を持った者を介護福祉士として養成し、国家資格取得後の就労を認める。	外国人留学卒業生の日本での就職率は、約20%で、就職したくても就職が出来ない者が多数いると予想される。日本語を習熟し、日本文化を知る大学卒業生に、更に就学・専門学校卒業生などであり、母国の大学卒業生または母国の看護師資格を持つ者を介護福祉士として養成し、就業の機会を拡げ活用する。横浜市は日本最大規模の政令市で、高齢人口も急増し、それに伴い介護施設を増設しているが、介護人材の不足が顕著である。開港150年間近な国際都市として、高齢社会への対応は待たないの必須要件であり、国際貢献も担いたい。	横浜市では、現在第3期介護保険事業計画に基づき特別養護老人ホームを急ピッチで整備している。加えて、有料老人ホームの増設も進んでいる。高齢社会の進展により高齢者施策はますます重要になるが、介護分野で働きたい人材は反対に先細りの状況にある。世界でも高齢化が進む国は多く、特に中国においては、今後、高齢化の進展は顕著になると考えられる。外国人留学生などに就労の機会を与えると共に、世界で最も高齢化の進んだ日本の現状とその先端技術を学んでもらい、そこで得た知識や技術を帰国した後に母国で活用してもらい、一方、急激な整備で人材の確保がままならない横浜市内の老人介護施設運営の安定を図る。	C		本提案は、外国人労働者の受け入れとして扱うべきであり、政府として、国内労働市場への影響等も勘案した上で検討する必要がある。	右記提案主体の意見につき回答されたい。	介護福祉士を「専門的・技術的分野」として受け入れる分野に該当しないと判断するのであれば、その理由についてご指示いただきたい。 労働者問題として厚生労働省が前向きな判断をした場合には、貴省も柔軟な対応をしていただきたい。	1063010	横浜市健康福祉局、横浜市福祉事業経営者会、日経ニフティ株式会社、横浜市社会福祉協議会、横浜市福祉サービス協会、NPOグローバル人材育成協会	警察庁 法務省 厚生労働省
050070	「ご近所さんまちづくりモテ字事業構想」「ご近所パワー」による政府未使用地利用開発の為の情報公開に関する事項	不動産登記法第15条	登記簿等について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定は適用しない。	情報公開制度上、情報公開法の適用が除外されているものに登記簿等と記載されているが、東京都練馬区内の政府未利用地を含む国有地等の情報公開を求める。	練馬区内に所在する未利用国有地(6件)の情報 一般には情報公開されていない未利用国有地及び一軒家物納物件の情報 宿舎用地で今後利用形態が見直される予定の国有地 以上の3点について情報公開を求めたいが、登記簿等については情報公開法の適用が除外されているため、この部分の規制を緩和して頂きたい。これにより、国有地等の情報が明らかになれば、区のまちづくりに有効的に利用が図られ、虫食い状態の政府未使用地等未利用地の解消にもなる。(別様資料:5)	練馬区内には一軒家物納等による虫食い状態の政府未使用地等未利用地も存在している。しかし、国の情報公開法により、誰でも、行政文書の開示を請求することができ、開示請求された行政文書は、原則として開示されることとなっているが、登記簿等は適用が除外され、また、一部公開されている情報も販売売却情報が大部分を占め、情報として一元化されていない。現在利用中及び未利用に係らず政府未利用地を含む国有地等情報公開制度に基づき(入手は困難である。そこで、まちづくりの核として利用を図り、まちかど防災の拠点に資するために、公開を求める。	E		提案者は、登記簿等(登記記録)が行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)の適用除外とされていることを規制と考えているようであるが、これは誤解である。登記簿等は公開を前提とする制度であり(不動産登記法第119・120・121条)、登記記録の公開については、不動産登記法において独自の完結した開示制度を備えているので、情報公開法の適用が除外されているのであり、規制ではない。したがって、登記記録の公開を希望するのであれば、不動産登記法の規定に従って請求していただければよい。登記簿等については、不動産登記法の規定に従い、請求することにより、閲覧することができるので、特段の問題はないものと考ええる。			1079010	すすずる環境開発事業協同組合	総務省 法務省 財務省
050080	播州織産地における外国人研修・技能実習(職種・織布運転)の滞在期間の延長	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成五年法務省告示第四百四十一号)	研修・技能実習に係る滞在期間は、研修活動の期間を合わせて三年以内とされている。	播州織産地は我が国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が後を絶たず、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く意欲的な外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。 (現在、協同組合播州織総合準備センターが受入機関となって、平成16年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。)	研修生は、現行3年間の滞在期間では播州織の製織準備工程を習得することしかできず、派遣元企業から要請されている織物製造工程を管理することはできない。織物製造のメインである製織技術の習得があつて初めて派遣元企業が期待する人材の育成に繋がることとなる。そのためには、研修期間も含め少なくとも5年間の期間が必要である。 研修生の不法就労等を巡る問題については、適正に受け入れを行い、事後の管理体制を確立し、問題が発生しないようにして、地域を限定して5年間の受け入れを行うことを認めていただきたい。	研修と技能実習を合わせて最長3年間の滞在が認められるが、これは平成9年に、より高度な技術・技能の修得を目的とする各方面等からの要望によって、最長2年間であったものを最長3年間に延長した経緯がある。一方、低賃金労働力としての研修制度の悪用事案など問題が払拭されない現状が依然としてあり、現行以上に滞在期間の延長を認めることは適当でない。 なお、研修期間の短縮については、「一定レベルの技能や日本語能力」の具体的内容、それらを「身につけている」ことをどのよう方法で客観的に評価するかが全「不明」であり、「研修期間を短縮しても以後の技能実習への支援はない」とする根拠も明確でなく、「研修期間は6ヵ月でも十分である」とは考えられない。	C		研修生は、現行3年間の滞在期間では播州織の製織準備工程を習得することしかできず、派遣元企業から要請されている織物製造工程を管理することはできない。織物製造のメインである製織技術の習得があつて初めて派遣元企業が期待する人材の育成に繋がることとなる。そのためには、研修期間も含め少なくとも5年間の期間が必要である。 研修生の不法就労等を巡る問題については、適正に受け入れを行い、事後の管理体制を確立し、問題が発生しないようにして、地域を限定して5年間の受け入れを行うことを認めていただきたい。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	技能実習生の母国企業では、技能実習生が織物準備工程の責任者となることを期待しているが、現行の製織準備工程を習得しただけでは、母国でその成果を効果的に活かすことは難しい。織物製造のメインは製織であり、その技能の習得があつて始めて同工程の研修成果が活かされるためである。 研修生の受入体制、管理体制が整っているところについては、地域限定で5年間の受け入れを認めていただきたい。 回答内容のうち、「なお、研修期間の短縮…(以下略)」については本県の提案内容を踏まえたものではないため、今回の回答は提案内容を踏まえた回答をお願いしたい。	1080110	兵庫県	法務省 厚生労働省

05 法務省(第10次特区 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
050080	外国人研修・技能実習制度の見直し	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成五年法務省告示第百四十一号)	研修・技能実習に係る滞在期間は、研修活動の期間を含めて三年以内とされている。	「研修」期間の短縮と「技能実習」期間の延長について ・研修期間:技能研修を前提として来日する場合、来日前に一定レベルの技能や日本語能力を身につけていれば、研修期間を短縮しても以後の技能実習への支障はないと思われ、研修期間は6ヵ月でも十分であると考えられる。よって研修期間を短縮し、技能実習期間を長くするなど、制度に柔軟性を持たせるべきである。 ・技能実習期間:派遣期間3年のうち実習期間は2年が限度となっている。仮に上記要望により研修期間が6ヵ月となった場合でも、現行制度では実務研修期間は2.5年である。一定レベル以上の技能を身に付け、さらに高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身に付け、出身国の技術レベル向上に貢献できるようにするためには、継続してしっかりと技能習得が必要であり、少なくとも5年間が必要である。研修・技能実習期間を5年に延長すべきである。	現行の研修・技能実習制度は、下記のような厳格な要件が定められている。 1年間の「研修」と2年間の「技能実習」の最長3年間で構成。「技能実習」の対象職種の限定、研修期間中の研修時間の制限(時間外対応、交替制勤務対応の不可)1年後の技能検定資格の取得の義務付け	グローバル化の進展により、より高度な技術・技能の習得のために、より多くの外国人がわが国での実務研修を行う必要性が出てきている。そのような中、派遣期間、研修期間中の扱いなどに労働時間の制約や資格取得等の厳格な要件などが、制度の適正かつ円滑な推進、一層の充実のための制約となっている。	C		研修と技能実習を合わせて最長3年間の滞在が認められるが、これは平成9年に、より高度な技術・技能の習得を目的とする各方面等からの要望によって、最長2年間であったものを最長3年間に延長した経緯がある。一方、低賃金労働力としての研修制度の悪用事案など問題が払拭されない現状が依然としてあり、現行以上に滞在期間の延長を認めることは適当でない。 なお、研修期間の短縮については、「一定レベルの技能や日本語能力」の具体的内容、それを「身につけている」ことをどのような方法で客観的に評価するのかが全く不明であり、「研修期間を短縮しても以後の技能実習への支障はない」とする根拠も明確でなく、「研修期間は6ヵ月でも十分である」とは考えられない。		2004010	社団法人 日本自動車工業会	法務省 厚生労働省	
050090	再入国許可の有効期間の延長	出入国管理及び難民認定法第26条	法務大臣は、再入国の許可(数次再入国の許可を含む。)を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から三年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとされている。	再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合、特例措置501-503により在留期間が最大5年に延長されていることから、「再入国許可の有効期間の延長」を可能とする。なお、申請時に有効期間の延長を希望する場合は、受入機関より再入国許可申請の延長が必要であることを証する資料を提出することで、当該有効期間の延長(最大在留期間まで)を個別に判断するものとする。	大型放射光施設Spring-8等における外国人研究者の受入れ促進事業 世界最大の大型放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。(特例措置:501-503、504) さらに再入国許可申請の見直しにより外国人研究者の研究環境を整えることで、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。	播磨科学公園都市では外国人研究者が特区の特例措置を活用し、最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張も多く、頻繁に再入国を繰り返すが、再入国許可申請ではその有効期間は通常最大3年であり、在留期間中に再度申請を行わなければならない。 「特定研究活動」の場合、在留期間と再入国許可の有効期間に差があること、また申請にあたり手数料等も発生することから、再入国許可の延長を行うことにより研究者の負担を軽減したい。 なお、再入国許可申請時に有効期間の延長を希望する場合は、延長が必要であることを証する資料(受入機関からの在籍証明、必要性を示す資料等)をあわせて提出することで、個別に判断するものとする。	C		入管法において、出入国の公正な管理を図る観点から、再入国許可の期間は3年以内としているところであり、これは、在留期間が「無期限」とされている永住者や「外交活動を行う期間」とされている外交の在留資格等についても同様である。したがって、5年の在留期間を許可されている外国人研究者であっても、再入国許可の有効期限を伸長することはできない。	再入国許可有効期間の延長については、やむを得ない事情により有効期限内に日本へ再入国できない場合には、在留資格に関わらず、それを証する資料により「延長許可申請」を行うことができる。 このため、本提案ではこのような特例措置として延長が必要である外国人研究者に対して、受入機関よりその必要性等を証する資料を提出することで、個別に延長を認めていただきたいというのが趣旨であり、一律に再入国許可の期間の延長を求めているのではない。 外国人研究者の在留期間が最大5年へ延長されていることから、実際に即して延長するよう再度検討をお願いしたい。	1081020	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	法務省	
050100	再入国許可申請手続きの緩和	-	出入国港(空港等)には再入国許可の申請窓口は置かれていない。	研究プロジェクト等に参加するため来日している外国人研究者は在留期間中に再入国を繰り返すことが多いため、事前に出入国が予想される外国人研究者については、初めて日本に再入国する際に再入国審査後、出入国港(空港等)において当該申請手続きを可能とする。また、管轄の地方入国管理官署で事前に当該申請を行う時間的な余裕がない場合も考慮し、出国審査前に出入国港(空港等)において当該申請を可能とする。 または、外国人研究者の負担軽減を図るため、当該申請のインターネット等を利用した電子手続きを可能とする。	大型放射光施設Spring-8等における外国人研究者の受入れ促進事業 世界最大の大型放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。(特例措置:501-503、504) さらに再入国許可申請の見直しにより外国人研究者の研究環境を整えることで、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。	播磨科学公園都市では外国人研究者が特例措置501-503、504を活用し、最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張も多く、頻繁に再入国を繰り返すが、再入国許可申請は原則管轄の地方入国管理官署で事前に再入国許可の取得が必要である。 そのため、出入国時に出入国港において入国審査後及び出国前に当該申請を可能とすることで、研究者の負担を軽減したい。 また、管轄する地方入国管理官署が「近い」場合もあることから、あわせて申請の負担を軽減するためにインターネット等を利用した電子手続きが可能となるよう検討をお願いしたい。	C		再入国許可制度は、我が国に在留する外国人について、出国の必要性や在留状況等を勘案して総合的に判断した上で許可を決定しているものであることから、出入国港において新たに当該申請手続きの窓口を設けて短時間に行くことは困難である。 また、出発時における再入国許可の申請についても、上記と同様に在留状況等の総合的な判断が必要となるほか、再入国が許可されない場合もあることから、在留申請を取り扱う地方入国管理官署で審査を受けることが相当であり、入国港において新たに当該申請手続きのための窓口を設けて短時間に行くことは困難である。 なお、再入国許可の申請については、出入国管理及び難民認定法施行規則において、一定の要件を満たす者が申請を取り次ぐことが認められており、研究者自身が出頭等の手続上の負担を負わなくても申請を行うことは可能である。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	1081030	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	法務省	
050110	外国人研究者の配偶者に対する就労制限(週28時間以内)の緩和	出入国管理及び難民認定法第19条	法務大臣は、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者から、当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者については、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(3年以上)の撤廃を求める。	大型放射光施設Spring-8等における外国人研究者の受入れ促進事業 世界最大の大型放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。(特例措置:501-503、504) さらに外国人研究者の配偶者についても社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。 これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。	播磨科学公園都市では外国人研究者が特区の特例措置を活用し、最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望されており、日本の生活における障害となっている。 そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者について、週30時間未満までの就労時間の緩和を図ることと積極的な社会活動への参加を可能とした。 社会保険が適用される労働時間は、常時的雇用関係にある週30時間以上と設定されていることから、週30時間未満までの就労時間の緩和を提案する。	C		「家族滞在」の在留資格については、一定の在留資格をもって本邦に在留する外国人の扶養を受ける配偶者及び子として行う、日常的な活動が認められているのみであり、報酬を受ける資格外活動の許可は、本来の活動の遂行を阻害しない範囲において認められているに過ぎない。 就労することを主たる目的として活動するのであれば、「家族滞在」の在留資格には該当せず、当該活動の該当する就労を目的とする在留資格への変更が必要である。 なお、報酬を受けないボランティア活動等による「積極的な社会活動」への参加は、現状においても自由に行うことができる。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	1081040	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	法務省	
050120	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の撤廃	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していることが必要	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(3年以上)の撤廃を求める。	大型放射光施設Spring-8等における外国人研究者の受入れ促進事業 世界最大の大型放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。(特例措置:501-503、504) さらに外国人研究者の配偶者についても社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。 これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。	播磨科学公園都市では外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望されており、日本の生活における障害となっている。 そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格を変更する場合に要求される実務経験年数要件を撤廃することで積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。	C		単に実務経験年数の緩和を行うことは、例えば、地方公共団体、民間企業、学識経験者等による協議会を設立し、協議会において、当該外国人に対し必要な知識・能力があるか審査し、地域への貢献が見込まれ、必要な人材と判断した者に限り、当該在留資格の要件である実務経験年数を緩和することが認められないか検討された。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	例えば、地方公共団体、民間企業、学識経験者等による協議会を設立し、協議会において、当該外国人に対し必要な知識・能力があるか審査し、地域への貢献が見込まれ、必要な人材と判断した者に限り、当該在留資格の要件である実務経験年数を緩和することが認められないか検討された。 また、既に資格外活動で就労している場合については、その就労先から能力を証する資料を提出するなどにより個別に判断できないか検討をお願いしたい。	1081050	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	法務省	

05 法務省(第10次特区 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
050130	税滞納者に対する納付請求権を徴収嘱託員に付与する	弁護士法第72条	弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に關して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。	地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員である徴収嘱託員に税滞納者に対する納付請求権を付与し、支払を拒否する相手に対する納付を請求することを可能とすることで、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤嘱託員である徴収嘱託員に税滞納者に対する納付請求権を付与し、支払を拒否する相手に対する納付を請求することを可能とすることで、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	本市の5次提案に対して、総務省からは、滞納者に対して滞納の事実を知らせ納付を促す「一般的な納付要請は非常勤嘱託員が行うことは問題ない」との回答が寄せられたものの、支払を拒否する相手に納付を請求することは、「公権力の行使を伴う行為は、非常勤嘱託員が行うことは適切ではない」とされた。しかも「一般的な納付要請」と「公権力の行使を伴う行為」の境界が不明確であるため、コンプライアンスを絶対条件とする草加市においては、徴収嘱託員が効率的な納税督促活動を行う際の大きな障害となっている。そこで、地方税法や弁護士法に特例を設けることにより、非常勤嘱託員である徴収嘱託員が「支払を拒否する相手に対する納付を請求すること」を可能とし、市民の納得を得られる公平で公正な行政運営を実現したい。	D	-	自治体の職員(嘱託職員、出向者など自治体と雇用契約を締結している者を含む。)が市町村長の名で納付請求をすることは、自治体の権限として自己の法律事務を取り扱っていると認められる限り、「他人の法律事務」を取り扱っていることにならないため、弁護士法72条は問題とならない。		1082030	草加市	総務省 法務省	
050140	地図混乱地域における、地目変更登記申請要件の緩和	不動産登記法第37条	地目について変更があった場合には、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その変更のあった日から1月以内に変更の登記をすることとなっている。	本人若しくはその代理人が行うこととされ、表題部に係る登記事項変更申請について、事業実施予定者が代行して行うことができるよう緩和する。条件として、地権者の同意を原則とするが、連絡がとれない場合には権利保全の観点から、次の4点を満たして実施する。通常の手続を行っても地権者と連絡をとることができない土地であること。変更前には、変更の旨を公告し異議申し立てを受け付けないこと。変更は、事業に伴う一時的なものとし、事業終了後には、同一の地目と地積に復元すること。公共性の高い事業に限ること。	本地域では、排水不良などの生活基盤と、農業基盤の整備が要望されていることから、土地改良事業を計画している。地図混乱状態での導入は困難であり、規制緩和により整理したうえで事業化することができると見込まれている。かつて事業を断念しており、主な障害は2点ある。第一は登記目的で土地の売買が行われた部分があり、その後適正な手続きがなされておらず、所有者と連絡のとれない土地が多数存在しているため、各種手続きが事実上不可能となり推進できない。第二は海岸地帯で防風林が散在しており、地目変更が不可欠であるが、防風林が散在しているため、地目変更が不可欠である。原因の解決が図れないため、農林水産省に対して事業採択要件緩和や運用緩和を要望したが例外は認められないとのことであった。	本地域は地図混乱地域であり、さらに複雑な土地利用形態であるため、あらゆる基盤整備の障害となっているほか、個々の地権者も分筆や相続等で苦慮している。かつて事業を断念しており、主な障害は2点ある。第一は登記目的で土地の売買が行われた部分があり、その後適正な手続きがなされておらず、所有者と連絡のとれない土地が多数存在しているため、各種手続きが事実上不可能となり推進できない。第二は海岸地帯で防風林が散在しており、地目変更が不可欠であるが、防風林が散在しているため、地目変更が不可欠である。原因の解決が図れないため、農林水産省に対して事業採択要件緩和や運用緩和を要望したが例外は認められないとのことであった。	D	-	土地改良登記令(昭和26年政令第146号)第2条の規定により、土地改良事業を行う者が土地所有者等に代わって登記をすることができるため、要望事項は現行法令で対応が可能である。なお、表示に関する登記の申請がされた場合には、実地調査を行い、申請の内容が真実であるかを確認するが、それによっても、現地において登記申請の対象となる土地を特定することができない場合には、申請に係る土地を特定することができないとして、却下することになる。したがって、登記申請できる者の範囲にかかわらず、申請にかかる土地を特定することができない以上、同様の結論となる。	当該地域は地図混乱地域であり、土地所有者と連絡がとれない場合には地籍調査を進めないと考えられ、このような地域の問題への対応につき、右記提案主体の意見も踏まえつつ、法務省として何らかの解決策を検討できないか。また、土地改良法第5条第1項の規定によると、土地改良事業を行う場合には、まず一定の地域を定め、都道府県知事の認可を受けて土地改良区を設立する必要があるが、提案者の地域は地図混乱地域であり、土地所有者と連絡がとれないことから、土地改良法第5条第7項の規定による「建築物の敷地、墓地、境内地その他の農用地以外の土地で、土地改良法第5条第1項の一定の地域を定めるには、その土地に係る関係権利者全員の同意がなければならぬ」という条件を満たすことができず、まずもって土地改良区の設立ができないことになる。よって、提案者の意図することは、現実的には困難であると考え、その場合には、(回答となるかどうか)。	1088010	波崎土地改良区	法務省 農林水産省	
050150	外国人労働者の雇用基準の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していることが必要	先進生産設備を導入しているジュエリー工場において、IT制御による高度加工工程の前後処理における労働集約作業に従事する労働者については、全体労働者の1割を目処に、外国人の雇用基準を緩和する。	IT系設備を年間一定以上投資(例えば1千万円以上)しているジュエリー企業について、生産専門職の外国人労働者の現在の基準、すなわち「現業の経験10年以上」を緩和する。具体的には雇用条件を「現業の経験または労働研修を2年以上」とする。	先進的設備投資を国内で積極的に実施し、手作業との組み合わせにより、これまでできなかった高度な商品作りにチャレンジできる。工場を海外移転を回避し、日本人の雇用を継続し、地域経済の発展に寄与できる。設備投資の実施を通して、経済波及効果も期待できる。	C	-	単純に実務経験年数の緩和を行うことは、その程度に関わらず、単純労働者の受入れにつながるおそれのあるものであることから、政府として外国人労働者受入れに係る基本政策を変更することなく、措置を行うことは困難である。	例えば、地方公共団体、民間企業、学識経験者等による協議会を設立し、協議会において、当該外国人に対し必要な知識・能力があるか審査し、地域への貢献が見込まれ、必要な人と判断した者に限り、当該在留資格の要件である実務経験年数を緩和することが認められないか検討されたい。	1109150	株式会社光 彩工芸、社団 法人日本 ニュービジ ネス協議会	警察庁 法務省 厚生労働省	
050160	刑務所の給食の民間委託における入札制度の導入	-	-	刑務所の看守等の公務員への給食の喫食数、コストは相当数に上っている。しかし、現在は、法務省関係の共済会や個人商店に委託されており、公的な業務の委託が公明正大に行われていないと判断される。民間の競争力のある企業への委託の道を開いて、看守等への給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制を行ってほしい。	刑務所の看守等の公務員への給食の喫食数、コストは相当数に上っている。しかし、現在は、法務省関係の共済会や個人商店に委託されており、公的な業務の委託が公明正大に行われていないと判断される。民間の競争力のある企業への委託の道を開いて、看守等への給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制を行ってほしい。	刑務所の看守等の公務員への給食の喫食数、コストは相当数に上っている。しかし、現在は、法務省関係の共済会や個人商店に委託されており、公的な業務の委託が公明正大に行われていないと判断される。民間の競争力のある企業への委託の道を開いて、看守等への給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制を行ってほしい。	E	-	職員食堂の民間業者への委託については、既に多くの施設で導入されており、公明正大に行われている。また、国の庁舎等の使用については、「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について(昭和33年1月7日付け審議第1号)」により、その用途又は目的を妨げない限度において、使用又は収益の許可をすることができるとされており、その相手の選定に当たっては、原則として公募によって行われている。	右記提案主体の意見につき回答されたい。	1109290	社団法人日 本ニュービ ジネス協議 会連合会	法務省	
050170	「投資・経営」の在留期間の伸長(高度人材に係るもの以外を含む)	出入国管理及び難民認定法第2条の2	外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、三年を超えることができない。	「投資・経営」の在留期間3年から5年へ伸長(高度人材に係るもの以外を含む)する。	「投資・経営」(高度人材に係るもの以外を含む)の在留期間「3年または1年」を「5年または3年または1年」に改め、同資格での在留を最長5年間できるようにする。	政府が推進する対日投資の拡大(今後5年間で対GDP比倍増)という国策方針を踏まえ、ふる(から港を通して海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び更なる国際化を図るため、対日投資にあり入り国が必要な人材の在留促進を目的としている。「投資・経営」の在留期間の伸長(高度人材に係るもの以外を含む)を行うことにより、対内投資に係る人材の在留を容易にすることによって、より一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	C	-	高度人材の在留期間の伸長については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)において、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で検討することとされており、さらに同計画において在留外国人の在留後のチェック体制の強化も求められている。在留管理の見直しについては、現在、内閣官房に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」や「外国人労働者問題関係府庁連絡会議」等において検討を行っているところであり、その結論及び改正入管法の下で在留期間の上限を5年間とする研究者、IT技術者の在留・在留状況を踏まえ、高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について検討を行っていくこととしている。なお、高度人材以外の外国人に係る在留期間の伸長については、高度人材に関する検討の結果を踏まえ、可否を含めて検討すべきである。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	1110010	兵庫県、神戸市	法務省	

05 法務省(第10次特区 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
050180	「技術」の必要経年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していることが必要	「技術」の必要経年数10年から4年に緩和する。	「技術」の在留資格に係る基準において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大(今後5年間で対GDP比倍増)という国策方針を踏まえ、ふるくから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び更なる国際化を図るため、対日投資にあたり入国が必要な人材の入国促進を目的としている。 「技術」の必要経年数の緩和を行うことにより、対内投資に係る人材の入国、在留を容易にすることによって、より一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	C		客観的な指標が存在しないにも関わらず、単純に実務経験年数の緩和を行うことは、その程度に関わらず、単純労働者の受入れにつながるおそれのあるものであることから、政府として外国人労働者受入れに係る基本政策を変更することなく、措置を行うことは困難である。	例えば、地方公共団体、民間企業、学識経験者等による協議会を設立し、協議会において、当該外国人に対し必要な知識・能力があるか審査し、地域への貢献が見込まれ、必要な人材と判断した者に限り、当該在留資格の要件である実務経験年数を緩和することが認められないか検討されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	1110020	兵庫県、神戸市	警察庁 法務省
050190	「人文知識・国際業務」(うち人文知識)の必要経年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していることが必要	「人文知識・国際業務」(うち人文知識)の必要経年数10年から4年に緩和する。	「人文知識・国際業務」(うち人文知識)の在留資格に係る基準において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大(今後5年間で対GDP比倍増)という国策方針を踏まえ、ふるくから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び更なる国際化を図るため、対日投資にあたり入国が必要な人材の入国促進を目的としている。 「人文知識・国際業務」(うち人文知識)の必要経年数の緩和を行うことにより、対内投資に係る人材の入国、在留を容易にすることによって、より一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	C		単純に実務経験年数の緩和を行うことは、その程度に関わらず、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府として外国人労働者受入れに係る基本政策を変更することなく、措置を行うことは困難である。	例えば、地方公共団体、民間企業、学識経験者等による協議会を設立し、協議会において、当該外国人に対し必要な知識・能力があるか審査し、地域への貢献が見込まれ、必要な人材と判断した者に限り、当該在留資格の要件である実務経験年数を緩和することが認められないか検討されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	1110030	兵庫県、神戸市	法務省
050200	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件を1年から6か月に緩和する。	「企業内転勤」の在留資格に係る基準において要求される関連業務経験期間を「1年以上」から「6か月以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大(今後5年間で対GDP比倍増)という国策方針を踏まえ、ふるくから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び更なる国際化を図るため、対日投資にあたり入国が必要な人材の入国促進を目的としている。 「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和を行うことにより、対内投資に係る人材の入国、在留を容易にすることによって、より一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	C		在留資格「企業内転勤」は、外国で活躍している職員を技術又は人文知識・国際業務の在留資格とは異なる簡易な要件の下に受入れるものであることから、在留資格「技術」等の在留資格で規定している実務経験年数等の要件を課していないものであり、活動に従事した期間を短縮することは困難である。 なお、外国での業務従事経験がない者であっても、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る要件を満たす場合には、入国が可能である。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	1110040	兵庫県、神戸市	法務省
050210	留学生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許容される活動に追加	平成16年2月26日付け法務省管第1181号	在留資格「留学」をもって在留していた外国人が、所属していた大学の推薦などを受けて卒業後就職活動を行う場合は、最長180日間の在留を認められることとなっている。	留学生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許容される活動に追加する。	留学生の卒業後の起業活動を「特定活動」(在留期間上限3年)として許容される活動に指定する。	政府が推進する対日投資の拡大(今後5年間で対GDP比倍増)という国策方針を踏まえ、ふるくから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び更なる国際化を図るため、対日投資にあたり入国が必要な人材の入国促進を目的としている。 留学生の卒業後の起業活動を「特定活動」として許容される活動に追加することによって、対内投資に係る人材の入国、在留を容易にすることによって、一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	C		本邦において事業の経営を開始してその事業の経営を行う活動については、就労資格である「投資・経営」の在留資格に係る活動に該当すると考えられることから、当該在留資格への変更を行うことが必要である。	留学生が卒業後に起業活動を行う場合、現行で認められている就職活動の180日間よりも日数が必要となるものが考えられ、また卒業後に「投資・経営」の在留資格を得ることが難しいと考えられることを踏まえ、特定活動として在留資格を付与することができないか検討されたい。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	1110050	兵庫県、神戸市	警察庁 法務省
050220	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の扶養を受け同居する親が行う活動を「特定活動」として許容される活動に追加	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表	外国人研究者受け入れ促進事業及び外国人情報処理技術者受け入れ促進事業の対象となる外国人研究者及び外国人情報処理技術者の扶養を受け同居するものであって、自己で収入を得て生活することができない親について一定の要件の下に入国できるよう措置することとなっている。	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の扶養を受け同居する親が行う活動を「特定活動」として許容される活動に追加する。	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人に扶養される親の日常的活動を「特定活動」として許容される活動に指定する。	政府が推進する対日投資の拡大(今後5年間で対GDP比倍増)という国策方針を踏まえ、ふるくから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸の地域経済の発展及び更なる国際化を図るため、対日投資にあたり入国が必要な人材の入国促進を目的としている。 「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人に扶養される親の日常的活動への追加を行うことにより、対内投資に係る人材の入国、在留を容易にすることによって、一層の対日投資が促進され、地域経済の振興に資するため。	C		本要望は、実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであるところ、当該措置の実施は、長期滞在、定住化を進めることとなるため、政府として移民の受け入れ政策をとっていない以上、家族滞在の範囲を拡大して受け入れを行うことはできない。 なお、本国において他に身寄りがない(扶養を受けなければ生活できない者や高齢、病弱、病状治療等特別な事情が認められる外国人の親は、入道後も入国のうえ外国人と同居することが必要な者であり、「特定活動」として一定の例示を示すことにより、個々の判断による入国を認めるよう再提案する。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	1110060	兵庫県、神戸市	法務省
050230	海外支援物資の迅速な受け入れ体制の構築(国際防災協力特区)	平成10年1月20日付け海外からの支援受入れに関する関係省庁連絡会議申し合わせ	大規模災害発生時における海外からの支援受入れについては、政府の対処方針に基づき関係省庁が連携して迅速かつ円滑に対応することとされている。	台湾・花蓮市等との取り決めにより輸送されることとなる海外支援物資を受け入れるため、税関、検疫及び入国管理といった関係各機関との事前協議に基づき、円滑に受け入れられるようにする。	与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で防災及び災害支援の協力に関する取り決めを締結し、迅速かつ的確な災害支援体制を整備することが重要である。しかし、海外から支援物資(緊急支援物資、備蓄物資等)の受け入れには、様々な手続が必要であり、政府機関の人員が常駐していないことから、関係機関と事前協議により対応できるようにする。また、地域防災計画に基づき、平時から防災研修、受け入れ訓練を行う。	インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策には近隣の地域の協力が不可欠であるという教訓を改めてもたらした。与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509km離れているが、台湾とは111kmの距離にある。このため、国内での確実かつ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域とも十分な協力体制を構築しておくことは、有意義・効果的であり、平時時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能となり得る。与那国島に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市である台湾・花蓮市等との間で国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確保等に大きく寄与することが期待できる。	E		大規模災害発生時において、海外からの支援受入れが決定された場合には、平成10年1月20日付け「海外からの支援受入れに関する関係省庁連絡会議申し合わせ」に基づき、関係省庁が連携して迅速かつ円滑な対応を実施することとなっており、出入国手続についても、出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、関係省庁との連携の下、入国手続の迅速化を図ることとしている。」とあり、現行規定に基づき、可能な限り協力し、関係省庁との緊密な連携の下、入国手続の迅速化を図ることとしている。 また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	別様あり、意見書の全文は補足資料をお読み願います。 以下質問等概略。 「海外からの支援受入れそのものについて、政府において判断されるものと考えている」との考え方の根拠等について。 「国境・孤立型離島等の特異な環境、緊急災害時における国際防災協力の必要性等をふまえた、協定等を結んだ国外地方公共団体からの支援受入れに必要な措置について、(町と関係省庁との事前調整、国際防災協力特区としての検討要請等) 海外の医師、看護師、地方公共団体職員を含む防災協力要員の受け入れについて。 「国境地域」に対する認識・取り組みについて。	1113020	与那国町	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府

05 法務省(第10次特区 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
050240	行政書士による商業・法人登記の実証実験	司法書士法第3条第1項第1号・第2号・第5号,第73条第1項,第78条第1項	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が受託した許認可に必要な商業・法人登記(付随業務)に関し、一定期間行政書士を代理人として行わせる。	京都地方法務局管内において、京都府行政書士会が推薦した行政書士が、自ら受託した許認可に関し、代理人として商業・法人登記を行うことを一定期間試験的に実施する。	商業・法人登記の行政書士への開放につき、商業・法人登記の実態や国民のニーズを把握する方法として、実証実験が最も迅速で且つ正確である。法的担保能力に関しては、行政書士にその資質が備わっていることは貴室から法務省への「再検討要請」の記載とおりである。京都府行政書士会及び立命館大学大学院は、「新会社法」を中心とする「会社法」を設け、既に課目履修を終えている。次に、京都における許認可の行政書士の受託率は高く、新会社法に基づく制度設計を望む企業は多いため、許認可に絡む商業・法人登記の必要性が高い。(詳細 別様 参照)	C		利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うためには、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関連府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討することとしている。		1122010	個人	法務省	
050250	商業・法人登記手続の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号・第2号・第5号,第73条第1項,第78条第1項	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち商業・法人登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び提出手続、オンライン申請手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	商業・法人登記申請において、行政書士が申請書の作成及び提出手続、オンライン申請手続(「行政書士用電子証明書」の使用)を行う。	法務省は今年、通達及び告示により、司法書士に対して、行政書士業務である「定款作成及び電子定款作成代理」を認めた。資格者間の相互乗り入れの観点から、行政書士に対して、司法書士業務である「商業・法人登記の申請書作成・提出、オンライン申請手続(オンライン申請での「行政書士用電子証明書」の使用)」を認めるべきである。 商業・法人登記申請は、「実体手続きである定款又は電子定款、株主総会議事録等(申請に添付する書類となり、以下「添付書類」という)の作成、及び「申請書作成・提出、オンライン申請」で行われる。「添付書類作成」は行政書士業務であり、「申請書作成・提出、オンライン申請」は司法書士業務である。ところが、日本行政書士会連合会が反対しているにもかかわらず、法務省は、平成18年1月20日付け法務省民商第135号民事局商事課長回答「司法書士が作成代理人として記名押印又は署名している定款が添付された登記申請の取扱いについて」で「商業・法人登記の申請書に司法書士が作成代理人として記名押印又は署名している定款が添付された場合において、他に却下理由がないときは、当該申請を受理して差し支えない。」と通達により司法書士に対して定款作成を認め、さらに、平成18年4月17日付け法務省告示で、電子公証制度において「司法書士用電子証明書」の使用(司法書士による電子定款作成代理)を認めたのである。司法書士に対してのみ、司法書士法改正によらず、通達及び告示により、行政書士業務を認めるとは一方的・恣意的取扱いである。相互乗り入れの観点から、行政書士に対しては司法書士業務を認めるべきである。 申請書は、A4サイズ1枚の定型的なもので、添付書類の一部から登記事項を転記して作成するものであり、「添付書類作成」をした行政書士にとっては、引き続き容易に作成できるものである。「定型的かつ容易」な申請書作成を行政書士に対して認めないのは、過度の参入規制・過度の司法書士職域保護である。	C		商業・法人登記の申請業務は高度な法律知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に幅広い法律分野における試験が課されており、登記申請業務を扱う十分な適格性を有しているといえるが、行政書士については、このような適格性が担保されているとはいえないから、商業・法人登記の申請業務を資格者以外の者が行うことは認められていない。 なお、利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うためには、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関連府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討することとしている。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	補足資料のとおり、行政書士は「申請書の作成・提出手続」に関し、「必要な知識及び能力」が担保されており、十分な適格性を有している。法務省は今年、通達及び告示により、司法書士に対して、行政書士業務である「定款作成及び電子定款作成代理」を開放したが、司法書士に「定款作成及び電子定款作成代理」を扱う適格性が担保されているか、疑問がある。司法書士業務である「申請書の作成・提出手続」をもって、「定款作成及び電子定款作成代理」を扱う適格性が担保されているとはいえない。国民の利便性の向上の観点、資格者間の相互乗り入れの観点から、行政書士へ登記申請業務の一部である「申請書の作成・提出手続」を開放すべきである。	2001010	行政手続センター	法務省